

添付 1

第 1 送信機、第 2 送信機をインターネット経由により遠隔操作する際の構成図（系統図）と説明。

- (1) 図 1、図 2 を含めて以下に示す A 局は、JA0YCW（社団局）とする。A 局の免許人とは A 局（社団局）の構成員を含む。
- (2) 図 1、図 2 に示す A 局無線設備送信所の無線設備は、工事設計書の第 1 送信機、第 2 送信機とする。
- (3) A 局無線設備送信所とインターネットで接続するにあたり、コンピュータのセキュリティシステムにより遠隔操作所で操作をおこなう者の識別と管理を行う。
- (4) A 局無線設備送信所の監視および制御は、インターネットを経由して A 局遠隔操作所にいる A 局の免許人が操作するものとする。
- (5) A 無線設備送信所の送信機の操作は、送信機の表示部、および操作部が同様に確認できるコンピュータのソフトウェアによって A 局遠隔操作所において常時監視ができる状態において行う。
- (6) A 局遠隔操作所における遠隔操作は、A 局無線設備送信所へ社会通念上想定される交通手段(電車、バス、車、その他)を利用して 3 時間以内に到達する範囲内で行うものとする。
- (7) A 局無線設備送信所の設備は、A 局の免許人の許可と監視下において図 2 の様な形態での運用も行う。

図 1

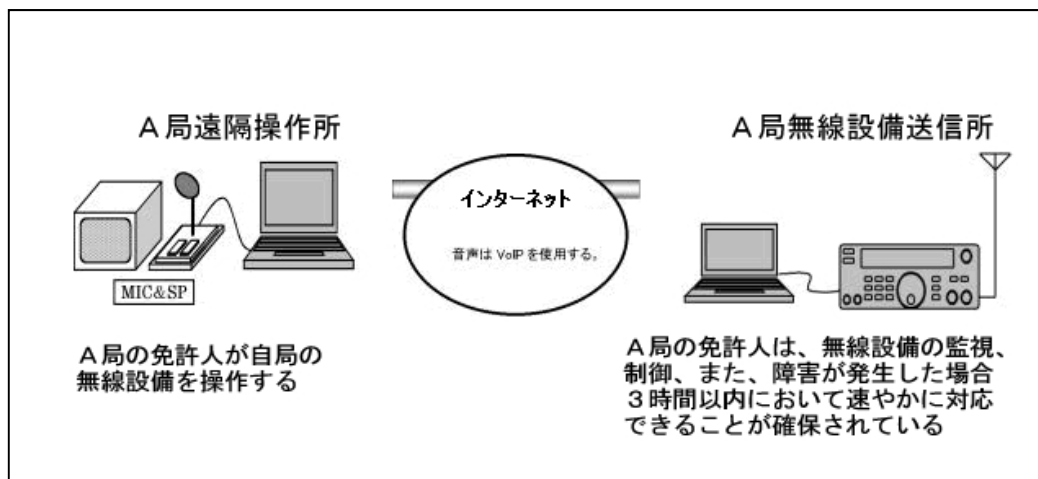


図 2

A局の無線設備を、インターネットを経由しA局の免許人に許可された無線従事者Bさんが、A局免許人の立合いのもとで遠隔操作する。(Bさんはゲスト・オペ制度の範囲内で運用する。)

無線従事者B/C/Dさん 遠隔操作所



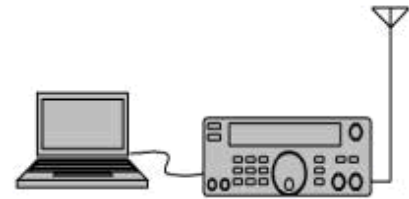
A局に運用を許可された
無線従事者Bさんが運用
する



A局に運用を許可された
無線従事者Cさんが運用
する



A局無線設備送信所



A局の免許人が立ち会いを
している

無線従事者Dさんも上と同設備形態の運用をする

※「A局に運用を許可された」は「A局の免許人（構成員を含む）に運用を許可された」と読み替える事とする。

以下余白。